

性的少数者とそのパートナーのおふたりが利用できる行政サービス

※同一世帯員とは、現在同じ住民票に記載されている人をいいます

No.	サービス・手続き名称	概要	事業の内容や対象者の主な要件など	パートナーシップ宣誓 受領証カードの提示	備考
1	市営住宅への入居申込	パートナーシップ宣誓を行ったパートナーとの同居を前提に入居申込ができます。	収入基準に合う、1年以上市民である等の要件を満たす必要があります。	要	市営住宅 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashij/1026489/sumai/1026509/1007952.html
2	子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業	申請時点で双方が39歳以下のパートナーシップ宣誓者は、申請が可能です。	中古住宅の購入や同居を目的とした親世帯の住宅の改修費用の一部を補助します。 本市に住民登録してその住宅に5年以上住み続ける意思がある、市税等の滞納がない等いくつかの要件を満たす必要があります。	要	子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashij/1026489/sumai/1026513/1025296.html
3	結婚新生活・移住定住支援事業	パートナーシップ宣誓時点で双方が39歳以下のパートナーシップ宣誓者は、申請が可能です。	引っ越し費用の一部を補助する事業です。 宣誓をした時期、引っ越しをした時期、住所、収入等いくつかの要件を満たす必要があります。	要	結婚新生活・移住定住支援事業 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashij/1026489/sumai/1026513/1030229.html
4	犯罪被害者等支援	パートナーシップ宣誓者は、被害者家族として申請が可能です。	相談支援、経済的支援、日常生活の支援等を行います。 支援の内容ごとに対象者や要件が異なります。まずは犯罪被害者等ワンストップ相談・支援窓口へ御相談ください。	要	犯罪被害者等ワンストップ相談・支援窓口 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashij/1026529/1026549/1026560/1008511.html
5	DV相談専用電話	パートナーからの暴力（DV）について相談ができます。		不要	DV相談専用電話 電話番号 042-772-5990 相談日時 毎日 午前10時から午後5時 火曜日、木曜日は午前10時から午後6時 (毎月第4月曜日、年末年始を除く)
6	不当な差別的取扱いの解決に向けた助言・あっせん制度	市内で不当な差別的取扱いを受けたなど、一定の条件を満たす場合は、市長に対し解決に向けた助言やあっせんを申し立てることができます。パートナーは「当事者性のある人」として、本人に代わって申し立てが可能です。	対象は市内で被害を受けた市民等（市内在住者、市内在勤者、市内在学者）です。まずは人権総合相談窓口へご相談ください。	要	人権総合相談窓口 電話番号 042-769-6141 相談日時 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時 (祝日、年末年始を除く)
7	要介護（要支援）認定申請	要介護認定について、パートナーが代理申請できます。	同居の有無に関わらず、本人が了承している（了承しているとみなす）場合は、どなたでも代理申請が可能です。	不要	介護保険課 認定班 【窓口】各高齢・障害者相談課、各保健福祉センター
8	介護保険料に関する各種申請 (死亡者の介護保険料過誤納金還付請求を除く)	同一世帯員であれば保険料に関する申請について、パートナーが手続きできます。	同一世帯員であればどなたでも手続きが可能です。	不要	介護保険課 保険料班 【窓口】各高齢・障害者相談課、各保健福祉センター

性的少数者とそのパートナーのおふたりが利用できる行政サービス

※同一世帯員とは、現在同じ住民票に記載されている人をいいます

No.	サービス・手続き名称	概要	事業の内容や対象者の主な要件など	パートナーシップ宣誓受領証カードの提示	備考
9	介護保険の給付に関する各種申請 (死亡者の高額介護(介護予防)サービス費支給申請及び高額医療合算介護サービス費支給申請を除く)	給付に関する申請について、パートナーが手続きできます。	同居の有無に関わらず、本人が了承している(了承しているとみなす)場合は、どなたでも手続きが可能です	不要	介護保険課 総務・給付班 【窓口】各高齢・障害者相談課、各保健福祉センター
10	罹災証明書の交付(火災を除く)	罹災者本人に代わりパートナーが申請できます。	下記(1)(2)に該当する方であれば手続きが可能です。 (1)住家等の居住者、所有者及び占有者等 (2)(1)の同一世帯員(市外在住の方の場合は同一世帯員であることが確認できる住民票等が必要)	不要	罹災証明書(りさいしょうめいしょ)の発行について https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026448/tetsuzuki/1026452/1005962/1005971.html
11	戸籍の届出(死亡届・埋火葬許可申請)	同居者であれば、パートナーの死亡届の届出人になることができます。	同居している方であれば手続きが可能です。	不要	死亡届 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026448/tetsuzuki/1026455/1005986.html
12	住民票の届出、住民票の写しの請求	同一世帯員であれば、パートナーの住民異動の届出、住民票の写しの請求ができます。	同一世帯員であればどなたでも手続きが可能です。	不要	住民異動届 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/koseki/1011492.html 住民票の写し https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026448/tetsuzuki/1026452/1005958.html
13	国民健康保険の加入・届出	パートナーが同一世帯員の場合、家族として加入することが可能です。委任状なしで、パートナーの加入手続きや各種届出ができます。	同一世帯員であればどなたでも手続きが可能です。 ※ただし、マイナンバーカードと健康保険証登録の解除手続き等、一部ご本人様のみ可能な手続きがあります。	不要	相模原市国民健康保険コールセンター 電話番号 042-707-8111 受付日時 月曜日～金曜日(祝日等、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分 第2・第4土曜日 午前8時30分から正午
14	生活保護制度	原則、パートナーと一緒に生活保護の申請ができます。	実態調査の結果、同一の住居に居住し、生計を共にしていると認められた場合のみ可能です。	不要	・緑生活支援課(津久井・相模湖・藤野地区を除く) 042-775-8809 ・緑生活支援課(津久井・相模湖・藤野地区) 042-780-1407 ・中央生活支援課 042-707-7056 ・南生活支援課 042-701-7720
15	災害弔慰金	パートナーは、風水害、地震等により被害を受けた、被災者の遺族として、弔慰金の支給を受けることができます。	実態調査等の結果、いくつかの要件を満たす場合のみ可能です。	個別に相談	災害弔慰金 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026529/bousai/1008801/1016273/1016343/1016274.html
16	教育・保育給付認定(申請、利用) ・保育所・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業 ・幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)	パートナーも子どもの保護者として申請できます。	子どもを現に監護している場合(同一生計など)申込可能です。	不要	保育課 教育・保育推進班 /042-769-8341

性的少数者とそのパートナーのおふたりが利用できる行政サービス

※同一世帯員とは、現在同じ住民票に記載されている人をいいます

No.	サービス・手続き名称	概要	事業の内容や対象者の主な要件など	パートナーシップ宣誓 受領証カードの提示	備考
17	施設等利用給付認定（申請・利用） ・幼稚園（私学助成幼稚園、施設型給付幼稚園）、認定こども園 ・幼稚園以外の施設・サービス（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミサポ等）	パートナーも子どもの保護者として申請できます。	子どもを現に監護している場合（同一生計など）申込可能です。	不要	保育課 教育・保育推進班 /042-769-8341
18	市立保育所・認定こども園での送迎	保護者から事前に届け出、連絡があれば、パートナーの方も送迎ができます。	事前に、保育所、認定こども園へ送迎者として届け出、連絡があった方であれば、送迎が可能です。	不要	保育課 施設運営班 /042-769-8313
19	市立保育所・認定こども園の行事への参加	保護者から事前に連絡があれば、パートナーの方も参加ができます。	事前に、保育所、認定こども園へ連絡があった方であれば、参加が可能です。	不要	保育課 施設運営班 /042-769-8313
20	児童発達支援センターでの行事への参加	保護者から事前に連絡があれば、パートナーの方も参加ができます。	事前に、児童発達支援センターに連絡があった方であれば、参加が可能です。	不要	相模原市立児童発達支援センター 電話番号 042-756-8419 開所日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時 (祝日、年末年始を除く)
21	児童発達支援センターでの送迎	保護者から事前に届け出、連絡があれば、パートナーの方も送迎ができます。	事前に児童発達支援センターへ送迎者として届け出、連絡があった方であれば、送迎が可能です。	不要	相模原市立児童発達支援センター 電話番号 042-756-8419 開所日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時 (祝日、年末年始を除く)